

市内全域における路上喫煙禁止に向けて

令和 4 年 7 月 1 3 日
大阪市環境局

1 .これまでの経過

(1) 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」 （平成19年大阪市条例第54号）

- 平成19年4月に、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行
- 全市域を対象に、市民等へ路上喫煙をしないように努力義務を規定
- 条例の一部を改正し、喫煙所の付近であっても、施設外で喫煙した場合は過料適用対象に変更（令和4年9月1日付で施行）

◎現行条例の要点

- 市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的とし、まちの美化及び健康、防災、防火の観点から制定
- 路上喫煙の禁止は市民等の努力義務
- 被害が特に発生すると認める地域は「路上喫煙対策委員会」の意見を聴いて禁止地区を指定
- 禁止地区内の路上喫煙は、1000円の過料

1 .これまでの経過

(2) 禁止地区指定の考え方(路上喫煙対策委員会答申)

① H19.6.28「路上喫煙禁止地区の指定について」(答申)

- ・周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- ・通行者数が比較的多い地域
- ・大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- ・地域の明確性を確保できていること

② H25.6.11「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」(答申)

- ・路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点
- ・駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- ・禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

◎路上喫煙禁止地区の設定要件

- ・迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる
- ・通行者数が比較的多い
- ・啓発効果・PR効果
- ・明確性の確保

1 .これまでの経過

(3) 喫煙設備の考え方(路上喫煙対策委員会答申)

① H19.9.5「喫煙設備のあり方について」(答申)

- ・効果的な啓発機能、PR機能を有すること。
- ・喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

② H25.6.11「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」(答申)

- ・新たな禁止地区の指定にあたっては、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保(提供)も必要。
- ・喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所(喫煙設備)」設けられたい。

◎喫煙所(喫煙設備)設置の目的

- ・「マナーを守った喫煙」のための場所の確保

◎喫煙所(喫煙設備)設置の要件

- ・迷惑や危険を及ぼすおそれがない
- ・PR効果を持つこと

2 .喫煙を取り巻く状況の変化

- 国においては、令和2年4月に「健康増進法の一部を改正する法律」（いわゆる改正健康増進法）が全面施行され、受動喫煙防止対策がルール化された。
大阪府においては、平成30年12月に、「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」が施行、また、令和元年7月には「大阪府受動喫煙防止条例」が一部施行され、令和7年4月に全面施行を予定している。このように喫煙をめぐる社会の状況は大きく変わってきている。
- 改正健康増進法においては、喫煙禁止場所以外の場所（屋外など）においても、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないとされている。
- 法改正や府条例施行に伴い、屋内での喫煙については一定の制限が定められたことにより、屋内で喫煙できる場所が減り、屋外での喫煙が増加していると言われている。

3 .路上喫煙の全市域禁止に向けて

- 令和4年3月、市長より、2025年の大阪・関西万博の開催都市として、SDGsの達成に向けて、路上喫煙の禁止対象を全市域に拡大する方針が示された。
- 本市としては、改正健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例、大阪府子どもの受動喫煙防止条例の制定などの社会状況の変化を踏まえ、市民等の健康のため、路上喫煙対策をより一層すすめていく必要がある。
- 路上喫煙対策については、現行条例制定時からの社会状況の変化も踏まえながら、路上喫煙の全市域禁止に向けて、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備等の課題を整理し、条例等の見直しや対応の検討を行う。（参考1：他都市一覧）

◎路上喫煙の全市域禁止に向けての課題

○喫煙所（喫煙設備）

○過料徴収及び啓発指導体制

○たばこ市民マナー向上エリア制度

○効果的な啓発表示・周知

○加熱式たばこの取り扱い

4-1 .喫煙所（喫煙設備）について

- 本市では、禁止地区の指定にあたって、委員会答申を踏まえ、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要であるとの考えのもと、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがないことを前提とし、禁止地区のもつ啓発・PR効果を高めることを期待して、喫煙所（喫煙設備）を設けてきた。
- 現在、国内では、約2割程度の喫煙者がおり、近い将来回復が見込まれるインバウンド（特に喫煙率の高い国からの観光客）にも配慮した対応が必要だと考えられ、喫煙者と非喫煙者の両者が快適に過ごせる環境を構築することが求められている。（参考2：喫煙率）
- 市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっており、喫煙をめぐる社会状況の変化や望まない受動喫煙防止の観点から、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備、新たな喫煙場所の確保が必要と考えている。（参考3-1.2）

4 - 2.喫煙所（喫煙設備）について

- 全市域における路上喫煙禁止に向けて、必要となる喫煙所の設置基準（場所、個所数）は存在しない。

現時点では、大阪市内の乗降客数や昼間人口などの人流調査、さらには喫煙の状況等を踏まえ、「駅前・駅周辺」を基本に用地確保等を検討し、喫煙所設置をすすめたいと考えている。（参考4：人流等の状況）

- 喫煙所の設置については、用地の確保など、市による設置だけで、市内全域で分煙環境を整えることは難しい。

一方、他都市においては誰もが利用できる喫煙所設置に助成制度を設けている都市や、健康増進法の施行に伴い、喫煙場所の提供に合わせ、自動販売機やデジタル広告により収益を得るビジネスモデルも見られる。

本市においても、市による設置に加えて、民間の施設や管理地において、誰もが利用できる喫煙所設置を促す助成制度を検討する。（参考5：他都市助成制度）

(参考 1) 区域全域を路上喫煙禁止としている都市一覧

※各都市の条例により、区域全域において路上喫煙禁止を実施している都市は、東京都区部で9区、市町村では2都市あります。

	東京都									神奈川県	大阪府
	千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区	大和市	四條畷市
条例名	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例	世田谷区環境美化等に関する条例	豊島区路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例	文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例	東京都台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例	中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例 中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例	大和市路上喫煙の防止に関する条例	四條畷市受動喫煙防止条例
過料金額 (円)	2000	2000	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2000	1000
										重点地区のみ	重点地区のみ
条例施行	H14.6.25	H15.8	H9.10.3	H16.4改正	H9.10.30	H9.4.1	H21.4.1	H10.4.1	H16.6.1	H20.10.1	R1.10.1
過料件数	※H14年度 2583	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
全面禁煙	H22.4.1	H31.4	H26.7.1	H30.10.1	H23.5.30	H17.8.1	R2.7.1	R3.4.1	R2.7.1	R3.4.1	
過料件数	※H22年度 5684	約3250	—	—	—	—	—	—	—	0	0
区営喫煙所	5	9	44	27	2	7	2	19	17	0	13
喫煙所	58（助成）	1（助成）	37（助成）屋内	15（助成）	0（助成）	5（助成）	4（助成）	0（助成）	8（助成）	0	0
加熱式	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	対象	対象	対象	対象	対象
その他		1万㎡以上の建物は設置義務有12か所 その他指定喫煙所10か所	港区開発事業にかかる定住促進指導要綱に基づく18か所（屋内）	ポイ捨てのみ罰則 区営には灰皿設置のみも含む	ポイ捨てのみ罰則	ポイ捨てのみ罰則 （道路のみ禁止）	勧告→公表	7時～9時禁止 歩行喫煙は常時禁止	勧告→公表 民間指定喫煙所26か所（助成8含む）	今年度6か所の喫煙所を撤去	勧告に従わない場合、罰則の適用

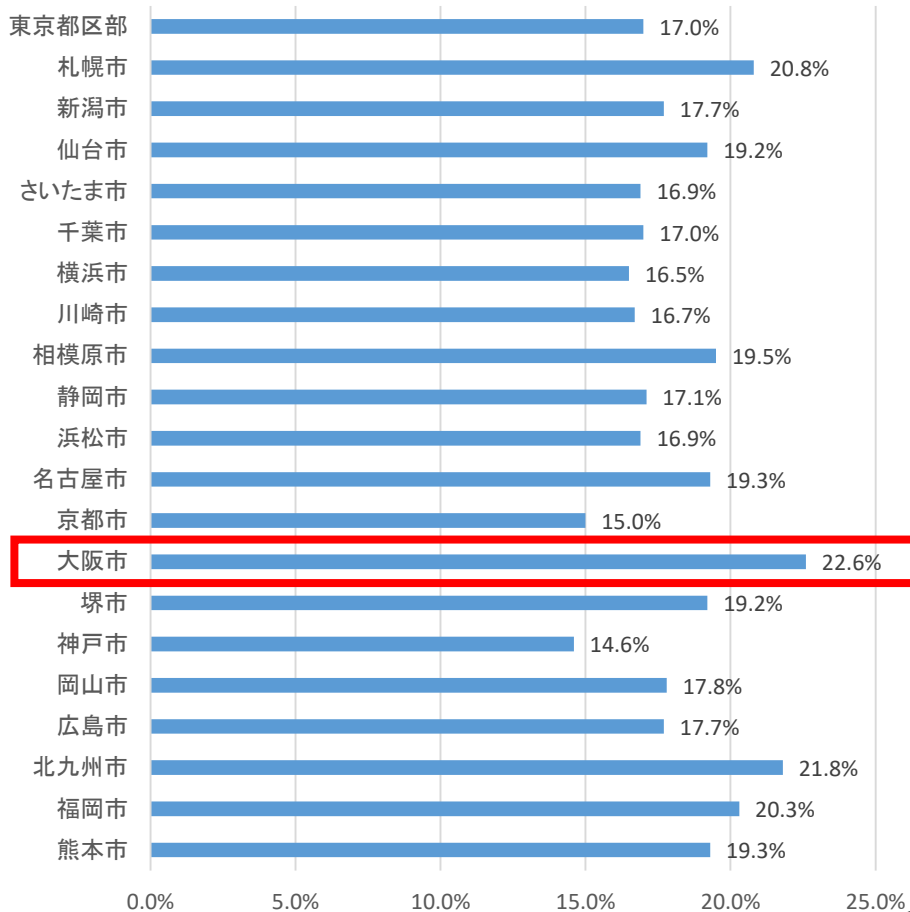
(参考2) 喫煙率の状況

※健康意識の高まりなどを受け、喫煙をする人は減少していますが、国や地域によって違いがあります。日本全体は20.7%ですが、大阪市では22.2%と他都市に比べて高い状況です。

世界各国（G20）の喫煙率 調査年：2019年

国名	全体 (%)	男性 (%)	女性 (%)
フランス	33.8	35.4	32.1
アメリカ合衆国	19.7	22.9	16.4
イギリス	16.2	18.1	14.3
ドイツ	22.7	24.8	20.5
日本	20.7	31.1	10.2
イタリア	23.4	27.0	19.7
カナダ	13.6	15.9	11.3
アルゼンチン	25.1	30.2	20.0
オーストラリア	14.0	16.1	11.9
ブラジル	13.3	16.8	9.8
中国	25.9	50.0	1.8
インド	8.7	15.7	1.6
インドネシア	37.6	72.6	2.6
メキシコ	13.5	20.6	6.5
韓国	21.5	37.1	6.0
ロシア	28.5	41.7	15.3
サウジアラビア	13.8	25.6	2.0
南アフリカ	20.6	34.4	6.8
トルコ	31.1	43.1	19.0

喫煙率【21大都市別】(2019年)



(参考3-1) 大阪府「屋外分煙所」モデル整備のガイドライン

① 整備場所の選定(整備用地の確保)

- ◆ 法や条例の規制の対象となる「第一種施設」及び「第二種施設」の周辺での整備が基本。
- ◆ そのほか、路上喫煙やたばこのポイ捨てに関する苦情の多い場所の周辺も候補地。
- ◆ なお、設置者は、整備を行う場所の自治体や屋内禁煙となる施設の管理者等を想定。

規制の対象となる施設	整備場所	整備主体（設置者）※想定
第一種施設	(ア) 第一種施設の近隣	・ 自治体 ・ 第一種施設の管理者
第二種施設	(イ) 飲食店などが密集する繁華街周辺	・ 自治体 ・ 施設管理者（繁華街の施設の事業者、商店街など
	(ウ) 鉄道駅舎周辺	・ 自治体 ・ 鉄道など交通事業者、駅ビル管理者、駅周辺の事業者（テナント）など

(参考3-2) 大阪府「屋外分煙所」モデル整備のガイドライン

② 屋外分煙所の仕様

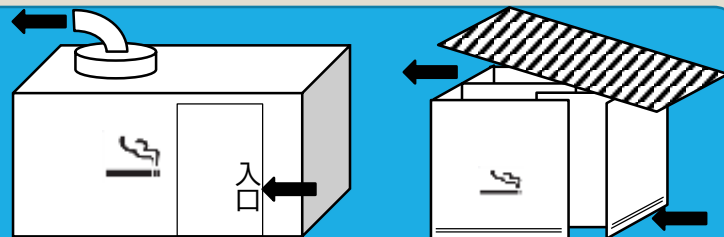
- ◆ 厚生労働省が示す仕様を基本とするが、周囲の状況等を踏まえ、これによらない仕様も含める。ただし、灰皿のみの設置は「屋外分煙所」の仕様に含まない。

× 灰皿のみ設置



○ 厚生労働省の仕様以外の屋外分煙所

○ 厚生労働省の示す仕様を満たす屋外分煙施設



厚生労働省が示す「屋外分煙施設の技術的留意事項」の内容

- ◆ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること（「コンテナ型」または「パーテーション型」）

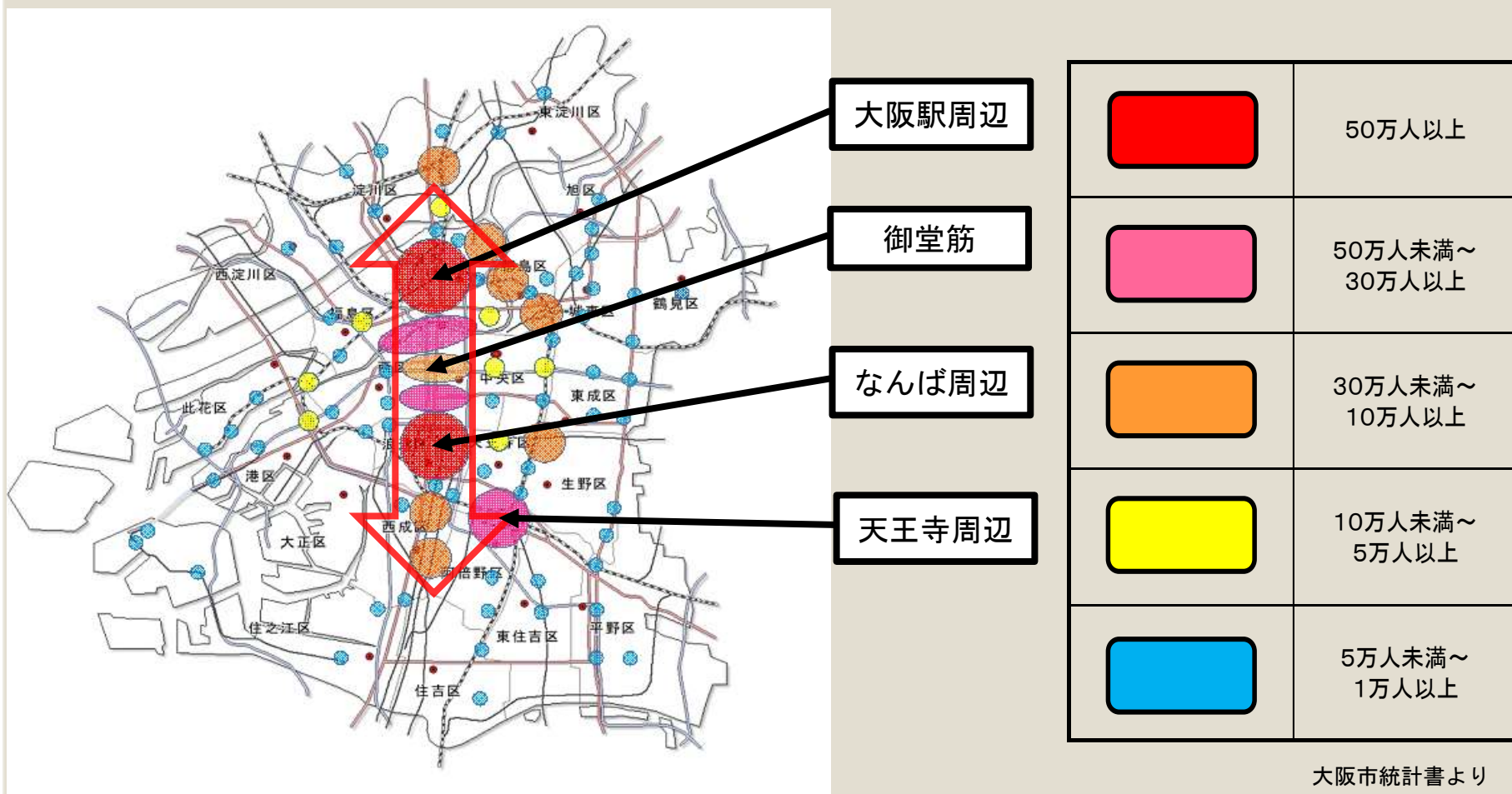
＜パーテーション型の具体例＞

壁	一定程度の高さ（2～3メートル程度）
出入口	方向転換のためのクランク（2回以上のクランクがあることが望ましい）
給気	四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）
天井	天井の一部を囲う場合には、天井に勾配 壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面

厚生労働省の基準以外の屋外分煙所の考え方（例）

- ◆ 通常、周囲を人が通行しないこと
＜例＞道路の中央分離帯への設置
周辺地区より高台に設置する場合（煙は上に）
- ◆ 構造上、屋外分煙所の壁が設置困難である場合（管理権原者の判断）
＜例＞高架下
- ◆ その他の状況の総合判断
 - ・ 周辺の利用者への影響がないと確認できる場合
 - ・ 周辺の景観に配慮する場合
＜例＞公園緑地

(参考 4) 大阪市における人流等の状況



※大阪市の乗降客数を確認してみると、梅田から天王寺にかけての南北を基軸とする大阪市中心部に人流が集中しているのがわかります。

なお、大阪市の昼間人口は354万3449人にもなり、中央区が45万4554人と最も多く、次いで、北区が41万1133人、淀川区が22万8116人などとなっています。昼夜間人口比率では、中央区488.4%と最も高く、次いで北区が332.5%、西区が191.3%となっており、市域中心部で流入人口が流出人口を大きく上回っています。

(参考5) 他都市における喫煙所設置等にかかる助成制度

※喫煙所設置にかかる民間への助成制度を設けている都市は、現在、東京都区部で12区、政令市では1都市あります。

			東京都											政令市	
			千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区	大田区	杉並区	北区	名古屋市
制定年月			H21.7	R2.7.1	H25.4	H30.4	R4.4	R1.9	H29.4	R4.4	R2.4	H31.4	R2.4.1	R2.11	R2.9
助成 対象	屋外	コンテナ 型	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
		パーティ ション型	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○
	屋内		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
助成 内容	設置	上限額 (円)	700万	300万	コ 1000万 屋内400～1000万※	300万	400万	コ 1000万 パ 600万	400万	500万	1000万	コ 1000万 パ 600万	400万	400万	300万
		助成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		継続期間 (年)	5	5	5	5	5	コ 5 パ 10	5	5	5	5	5	5	5
	維持 管理	上限額 (円)	2 6 4 万/年	10万/月	144万/年 (72万/年) *	—	—	—	60万/年	90万/年	120万/年	60万/年	—	60万/年	—
		助成率	賃料100% その他80%	100%	100%	—	—	—	100%	100%	100%	50%	—	100%	—
		継続期間 (年)	設置期間内	設置期間内	10	—	—	—	5	5	設置期間内	3	—	5	—
	継続期 後の更 新	上限額 (円)	300万	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		助成率	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助成件数			58	1	37	15	0	5	4	0	8	2	1	2	7
路上喫煙禁止 の状況		禁煙区域 の範囲	指定地区 (全域)	全域	全域	全域	全域	全域 (道路のみ)	全域	朝7時～9時 全域禁止 歩行喫煙は 全域禁止	たばこルー ルで禁止 歩行喫煙は 全域禁止	指定地区 (全域努力義務)	指定地区 (全域努力義務)	指定地区 歩行喫煙は 全面禁止	指定地区 (全域努力義務)
		過料等	2000円	2000円	なし	なし	なし	なし	氏名公表	なし	氏名公表	適応なし	2000円	指定地区 適応なし	2000円

5 .スケジュールについて

